

# 社会保険ひろしま

第928号

- 【お願い】 算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください
- 【お願い】 賞与支払届を忘れずにご提出ください
- 【ご案内】 年未年始における厚生年金保険料等の納付期限について
- 【ご案内】 国民年金保険料を納めた方に「令和7年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
- 年金日より
- 令和8年1月13日から電子申請が始まります！
- 令和7年度健康保険委員功労者表彰式を行いました！！
- 医療費のお知らせをお送りします
- 令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなりました



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和7年10月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,168	61,221
船舶所有者数		246	316
被保険者数	男性	509,701人	381,197人
	女性	356,191人	273,914人
	船員	3,096人	3,381人

# 日本年金機構からのお知らせ

## お願い 算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください

算定基礎届は、毎年事業主の皆さまより提出いただいている保険給付金の決定および保険料額の計算の基礎となる標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

**算定基礎届をまだ提出していない場合は、早急に提出してください。**

なお、令和7年度算定基礎届の未提出または、一部の被保険者等の提出もれがある場合は、従前の標準報酬月額を本年度の標準報酬月額とみなして決定し、通知していますが、事業主の皆さまより提出いただく算定基礎届に基づいて標準報酬月額を決定する必要があります。必ず提出してください。

提出先：事務センター、所在地を管轄する年金事務所

提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参

なお、算定基礎届の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

## お願い 賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。賞与を支払ったときは届出もれがないように注意してください。

なお、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」を提出してください。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。

賞与支払届		賞与不支給報告書	
賞与支払予定年月	9. 令和 年 月		
① 賞与支払年月	9. 令和 07 12	不支給となった年月を記入してください。	
② 支給の状況	1. 不支給		

## ご案内 年末年始における厚生年金保険料等の納付期限について

令和7年11月分の厚生年金保険料等の納付期限は、令和8年1月5日（月）です。

・厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは、納付期限当日に残高不足とならないようご確認をお願いします。

・納入告知書（納付書）で納付されている事業主の皆さまは、ATM（※1）やインターネットバンキングを利用した電子納付（Pay-easy）またはお近くの歳入代理店（※2）で納付期限までに納付をお願いします。

※1 ATMの利用等のご利用の金融機関に確認してください。

※2 歳入代理店とは、銀行・郵便局・信用金庫等（日本銀行ホームページ：<https://www.boj.or.jp>）です。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

## 国民年金保険料を納めた方に

「令和7年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています

その年の1月1日から12月31日までに本人が納付した国民年金保険料（家族分を含む）は、所得税及び住民税の申告において、**全額が社会保険料控除の対象**となります。

年末調整において社会保険料控除を申告する場合、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）の添付が義務づけられています。

日本年金機構から下記のスケジュールで「令和7年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者に送付しています。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納めた方	電子送付※	令和7年10月中旬から順次
		郵送	令和7年10月下旬から順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までに納めた方（①の対象者を除く）	電子送付※	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

※e-Taxで利用できる電子データでの受け取りも可能です。希望される方は「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」から受け取ることができます。



## 年金だより

## 令和7年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイに係る表彰

## 【年金委員表彰】

政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々に、その功績を讃え、令和7年11月に厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰および同事業推進部門担当理事表彰を行いました。

## 【「わたしと年金」エッセイ】

「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集（期間：6月～9月）し、今年度は、全国から1,987件の応募をいただきました。厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選の各賞を表彰しました。

上記いずれの結果詳細を、日本年金機構ホームページで公表しています。（下記URL、二次元コードからリンクするページでアクセスできます。）ぜひご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ  
特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-u-oshirase.html>



## 日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)


[https://x.com/Nenkin\\_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)


Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>


英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2512 1017 001 (全国)



協会けんぽ

# 広島支部からのお知らせ

2025年  
12月

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

令和8年

## 1月13日から電子申請が始まります!

電子申請の利用・  
詳細については、  
こちら



令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

安心

- システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。
- 制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、正確に申請ができます。

便利

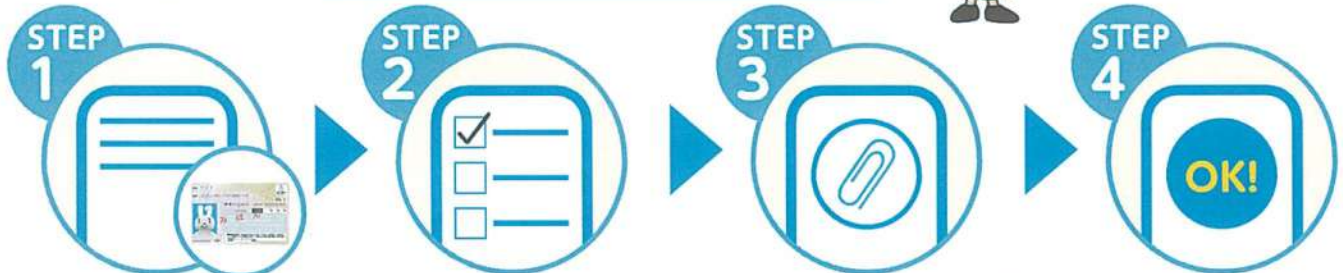
- 郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。
- スマホやPCから申請後の処理状況が確認できます。

### スマホでも PCでも 4ステップでカンタン申請

※ご利用可能時間 平日 8時～21時



これからは  
電子申請が  
おすすめです!



ウェブサイトまたはアプリ(\*)からマイナンバーカードを利用してログイン

※令和8年1月下旬より「けんぽアプリ」リリース予定

申請したい申請書を選択

入力フォーマットに必要な事項を入力し添付書類は電子ファイルをアップロード

申請手続き完了です!

## 令和7年度 健康保険委員功労者表彰式を行いました!!



協会けんぽでは、健康保険事業推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様の活動に感謝の意を表し、その功績を讃えることを目的として、「健康保険委員表彰」を実施しております。受賞された皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたします。



理事長表彰

- 古川 彩子 様  
廿日市商工会議所
- 大原 一也 様  
東広島商工会議所
- 玉本 義忠 様  
矢野食品 株式会社

支部長表彰

- 中谷 光教 様  
株式会社 永和
- 山口 美穂子 様  
株式会社 熊平製作所
- 吉岡 淳 様  
株式会社 シティプラスチック
- 山崎 大輔 様  
株式会社 ファーマシイ
- 内木 宗史 様  
株式会社 伏光組
- 佐々木 由香 様  
コルベンシュミット 株式会社
- 片山 桂造 様  
山陽石油 株式会社
- 下川 香織 様  
社会福祉法人 桜風会  
介護老人福祉施設あいあい
- 塩出 久子 様  
社会福祉法人 加茂福祉会  
かも・なかよしこども園
- 村上 貴代美 様  
社会福祉法人 健生会
- 萬城 友美 様  
社会福祉法人 昭和愛育会
- 平柿 真理子 様  
社会福祉法人 広島厚生事業協会  
府中みくまり病院
- 楠 佳代 様  
社会福祉法人 二葉会  
千田保育園
- 神原 伸光 様  
社会福祉法人 睦福祉会
- 松尾 匡視 様  
中国開発調査 株式会社
- 花井 明日美 様  
デジタルソリューション 株式会社
- 森本 兼正 様  
西川物産 株式会社
- 藤本 優子 様  
美建工業 株式会社
- 森山 美香 様  
丸一倉庫運輸 株式会社
- 大藪 有里 様  
八千代工業 株式会社
- 赤名 ひとみ 様  
有限会社 ステップ

※事業所名の五十音順で掲載しております。 ※公表可能な方のみを掲載しています。

# 医療費のお知らせをお送りします

開封せずにお渡しください!



協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一度「医療費のお知らせ」を発行しています。

**発送時期** 令和8年1月中旬～下旬

**対象期間** 令和6年9月～7年8月  
診療分

※医療機関からの請求が遅れている等の理由で、対象期間内の受診であっても記載がない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※令和7年11月8日（データ作成日）以降に資格を取得した方や、対象期間に受診していない方にはお送りしません

※退職等の理由でお渡しいただけない場合は、同封の返信用封筒で協会けんぽへご返送ください

## 重要なお知らせ

「医療費のお知らせ」の送付につきましては、マイナポータルなどのデジタル化の推進に伴い、今回（令和8年1月）を最後に終了させていただきます。医療費情報の確認は、マイナポータルを是非ご利用ください。また、引き続き「医療費のお知らせ」の送付を希望する加入者様については、「医療費のお知らせ依頼書」を加入支部へご郵送いただき、協会けんぽから直接加入者様へ送付する予定としています。（事業所単位の送付はお受けできませんので、ご了承ください。）

※令和8年2月9日よりマイナポータルを利用することで、前1年間（1月～12月）の医療費情報が一括で簡単に取得可能になります！

マイナポータル  
でのご利用は  
こちらから



# 令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなりました

令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなりました。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」での受診となります。受診方法は下記をご確認ください。

## 令和7年12月2日からの医療機関等への受診方法

名称・形状	取得方法	使用目的	医療機関等での使用方法	特徴など
<b>マイナ保険証</b>  マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う</li> </ul>	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要です。</li> <li>薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。</li> <li>「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が不要です。</li> </ul>
<b>資格情報のお知らせ</b>  紙製カード型	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者全員に発行</li> <li>交付申請による発行</li> </ul>	カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、健康保険証新規発行終了後の給付金の申請等にもご活用いただけます。</li> </ul>
<b>資格確認書</b>  プラスチック型	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得時等に申請</li> <li>交付申請による発行</li> <li>マイナ保険証をお持ちでない方に発行</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間あり（最長5年）。</li> <li>「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。</li> </ul>

### ⚠️ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、マイナ保険証をご利用いただけません。



マイナ保険証についてはこちら



## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2025年12月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せ  
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30～17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



今月の  
TOPICS

## 年末年始の 休業期間のご案内

年末年始の業務につきまして、下記期間はお休みさせていただきます。

**令和7年12月27日～令和8年1月4日**